

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	龍ヶ崎市 個人住民税賦課及び収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、個人住民税賦課及び収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課及び収納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課及び収納に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、市内に住所を有する住民又は市外に住所を有する住民に賦課及び徴収するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。番号法では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。</p> <p>1 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 ①課税台帳の管理、異動、照会 ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力 ③課税原票の照会 ④納税通知書の出力 ⑤返戻納付書等の照会 ⑥課税所得証明書、非課税証明書、納税証明書等の発行 ⑦課税状況調等の統計出力</p> <p>2 個人住民税収納に関する事務 個人住民税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 ①督促状等の出力・発送 ②収滞納状況の照会 ③滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</p>
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル、事業所台帳ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、申告受付情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、課税原票イメージファイル、宛名台帳ファイル、納付台帳ファイル、還付・充当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表の24の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町村長」の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法19条第8号及び別表 (別表における情報照会及び情報提供の根拠) :上欄が「市町村長」の項のうち、下欄に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(24)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課・納税課
②所属長の役職名	税務課長・納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人住民税賦課に関するもの … 総務部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 総務部納税課 同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	個人住民税賦課に関するもの … 総務部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 総務部納税課 同上
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<p>毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	II 1.2 いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年10月30日	I 3 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の24の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事後	番号法の改正、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止のため
令和6年10月30日	I 4② 法令上の根拠	<p>番号法19条第7号, 番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち, 第二欄(事務)に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(27) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39-2, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-5, 45, 47, 49, 49-2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2-2, 59-2-3, 59-3, 59-4条</p>	<p>番号法19条第7号、番号法19条第8号及び別表 (別表における情報照会及び情報提供の根拠) :上欄が「市町村長」の項のうち、下欄に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(24)</p>	事後	番号法の改正、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止のため